

身体拘束等の適正化の為の指針

e-cube care株式会社

第1条 身体拘束やその他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

第2条 身体拘束等の具体的な内容としては、次のような行為が該当する。

- ア.徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- イ.転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ウ.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- オ.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ.車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク.脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- コ.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ.自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

第3条 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

身体的拘束等の適正化を目的として「身体的拘束等の適正化対策委員会」を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア.身体的拘束等の適正化のための指針等の整備
- イ.身体的拘束等の適正化を目的とした職員研修の企画・推進
- ウ.身体的拘束の必然性
- エ.身体拘束等の事例の集計・分析
- オ.身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証
- カ.やむを得ず身体拘束を行った場合の記録（態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由）の整備状況の確認等
- キ.職員への周知

(2) 構成員

介護事業本部 本部職員及び各事業所管理者

(3) 委員会の開催頻度と記録

- ア.委員会は毎月1回開催する。
- イ.必要な場合は、その都度開催する。
- ウ.委員会の会議内容を記録する。

第4条 身体拘束等の適正化のための職員研修

- (1) 身体拘束等の適正化の職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- (2) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

第5条 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

- (1) 身体拘束等を行う必要性が生じた場合は、院長（又は管理者）へ報告し、身体拘束等の可否の判断を仰ぐ。
- (2) 身体的拘束を行うことについて緊急性がある場合は、院長（又は管理者）が緊急措置として身体的拘束を指示することができる。ただし、事後・速やかに身体的拘束等の適正化対策委員会において必要性及び継続性等について検討する。
- (3) 身体的拘束等を行うまでに時間がある場合は、身体的拘束等の適正化対策委員会において検討する。
- (4) 身体的拘束等の適正化対策委員会に提案する場合は、別紙1を用いる。
- (5) 委員会において身体拘束等の必要性を認めなかった場合は、身体拘束等以外の方法を提案する。
- (6) 委員会において身体拘束等の必要性を認めた場合は、別紙2を用いて、利用者又はご家族若しくは両方に説明をし、同意を得る。同意を得られなかった場合はその理由を記載する。
- (7) やむを得ず身体拘束を行った場合は、カンファレンスを開催して、結果を別紙3に記録する。

本指針は、2024年4月1日より施行する。